

大分市では、令和7年5月1日から

宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域

が指定されます。

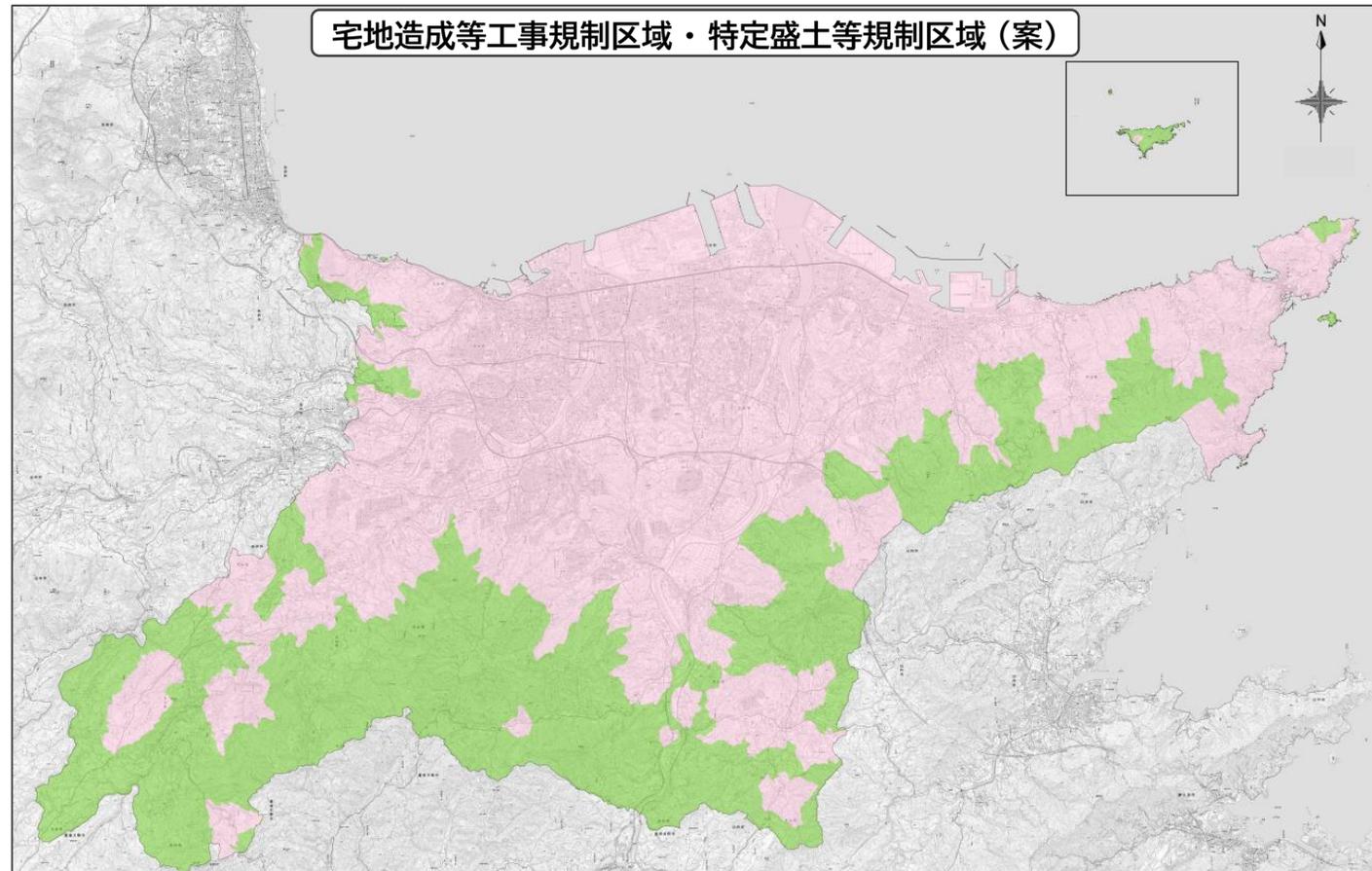
- ① 市内全域が **宅地造成等工事規制区域** または **特定盛土等規制区域** に指定されます。
- ② **土地の用途**(宅地・農地・森林)にかかわらず規制されます。
- ③ 一定規模を超える盛土・切土・土石の堆積をするときは、**事前に許可**が必要です。

## 1. 盛土規制法の規制区域

宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域(案)



**令和7年5月22日までに届出が必要な工事**(規制区域指定日から21日以内)

対象となる工事	旧法の規制区域	指定日前日の工事状況 (令和7年4月30日時点)
一定規模以上の盛土等	外	<b>着手済</b>
開発許可あり		
旧宅造法の許可不要 ◆農地・森林での盛土・切土 ◆土石の堆積	内・外	※ 工事の着手とは、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の杭打ち等の土地の形質変更または土石の堆積が行われた時点。
堆積条例許可、工作物(擁壁)確認申請その他の盛土等		

### 3. 工事の届出について(法第21条第1項、第40条第1項)

工事の種類	盛土・切土	土石の堆積
様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	土石の堆積に関する工事の届出書
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>位置図</li> </ul>	
※4「届出が必要な盛土等の規模」の [ ] に記載の規模を参照	※以下、( )内の規模の場合に添付 <ul style="list-style-type: none"> <li>地形図</li> <li>土地の平面図(※1、※2)</li> <li>工事現場およびその付近の状況写真</li> </ul>	
届出部数	1部	
届出期限	令和7年5月22日	

#### ※1:盛土・切土

縮尺、方位および土地の境界線並びに盛土または切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の位置を明示すること。

#### ※2:土石の堆積

縮尺、方位および土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置および当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置および当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置および当該措置の内容を明示すること。

### 4. 届出が必要な盛土等の規模

#### ◆ 盛土・切土

要件	①盛土で高さが 1m超 (2m超) の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 (5m超) の崖を生ずるもの	③盛土と切土を 同時に行い、高さが 2m超 (5m超) の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 (5m超) となるもの (①、③を除く)	⑤盛土または切土をする 土地の面積が 500㎡超 (3,000㎡超) となるもの (①~④を除く)
イメージ図					

#### ◆ 土石の堆積

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超(5m超) かつ 面積が 300㎡超(1,500㎡超) となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超(3,000㎡超) となるもの(①を除く)
イメージ図		

詳しくは、大分市のHPでご確認ください。



- 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの。
- 上記⑤または⑦の面積は、30cmを超える盛土・切土・土石の堆積が対象。